

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月4日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社スパイア

【英訳名】 S P i R E , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 早川 与規

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
(平成23年10月31日から本店所在地 東京都港区南青山三丁目2番5号 が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03 - 5469 - 6300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 小川 大介

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 03 - 5469 - 6300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 小川 大介

【縦覧に供する場所】 株式会社スパイア 大阪支社
(大阪市北区松ヶ枝町1番3号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結累計期間	第14期 第3四半期 連結会計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間	第14期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	6,419,510	7,948,741	2,603,898	2,699,413	8,881,214
経常利益 (千円)	129,475	55,365	64,342	620	133,504
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	122,688	12,403	57,936	57,939	117,566
純資産額 (千円)			553,685	590,385	552,935
総資産額 (千円)			2,309,771	2,759,821	2,456,087
1株当たり純資産額 (円)			30.74	31.04	30.70
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又 は四半期純損失金額 () (円)	6.81	0.69	3.22	3.20	6.52
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	6.76	0.68	3.20	-	6.47
自己資本比率 (%)			23.6	20.4	22.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	64,384	70,923			316,985
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,041	119,920			20,616
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	66,220	246,092			171,154
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			351,936	681,123	484,028
従業員数 (名)			157	191	175

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第15期第3四半期連結会計期間は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	191(27)
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員数であります。
2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	107
---------	-----

- (注) 従業員数は、当社から当社外への出向者を除く就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは、当第3四半期連結会計期間において生産に該当する事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル広告事業	2,362,352	61,593
メディア事業	281,369	56,907
合計	2,643,722	118,500

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 受注残高は、広告主から申込書を受け入れており、いまだ役務を提供していないものの金額を記載しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
モバイル広告事業	2,385,105
メディア事業	314,308
合計	2,699,413

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	1,105,095	42.44	1,007,905	37.34

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況とに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、海外経済の回復や政策効果などを背景に持ち直しの動きを見せておりましたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響やその後の電力供給の制限や急速な円高の進行等により、景気の先行きの不透明感が強まっております。

一方、当社グループが属するインターネット広告市場は成長が続いており、電通発表の「日本の広告費」によりますと、平成22年には市場規模が7,747億円で、前年比109.6%の市場成長となりました。また、特に近年ではスマートフォンが急速に普及しており、その新たな市場の拡大が期待されております。

こうした環境のもと当社グループは、モバイル広告事業の売上拡大とメディア事業の収益力強化に注力するとともに、中期的な成長持続と利益率の向上に向けた投資を図るべく、スマートフォン向けアプリケーションの開発やスマートフォンソーシャルプラットフォームの提供開始等、スマートフォン関連事業への取組みを強化してまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,699,413千円(前年同期比3.7%増)、営業利益は3,175千円(前年同期比95.2%減)、経常利益は620千円(前年同期比99.0%減)となりました。なお、今後の事業拡大に備えるべく本社移転を決議したことに伴って減損損失57,360千円を計上したことにより、四半期純損失は57,939千円(前年同期は57,936千円の利益)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

モバイル広告事業

モバイル広告事業には、モバイル広告媒体を専門に仕入れ、広告会社へ販売するモバイルメディアレップと、モバイル広告における企画やソリューションを広告主に提供するモバイル広告代理が属しております。

モバイル広告事業におきましては、モバイル広告市場の成長に加え、大手媒体の拡販に積極的に取り組んだこと等により、売上高は2,385,105千円、セグメント利益は77,514千円となりました。

メディア事業

メディア事業には、オプトインメール「DEmail」等が属するメール広告、インターネットリサーチである「ターゲットリサーチ」、連結子会社である(株)インターナショナルスポーツマーケティングが営むスポーツマーケティング等が属しております。

メール広告におきましては、一部の金融系クライアントの出稿減少などにより前年比で減収となりました。インターネットリサーチにおきましては、顧客・案件の多様化に取り組みました。また、スポーツマーケティングにおきましては、自社メディアの強化に積極的に取り組みました。これらの結果、メディア事業の売上高は314,308千円、セグメント利益は2,976千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、2,759,821千円となり、前連結会計年度末と比べ、303,734千円の増加となりました。これは主に、新規借入により現金及び預金が増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、2,169,436千円となり、前連結会計年度末と比べ、266,284千円の増加となりました。これは主に、新規借入を行ったことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、590,385千円となり、前連結会計年度末と比べ、37,450千円の増加となりました。これは主に、堅調な営業活動の成果に伴い利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ197,095千円増加し、681,123千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は68,402千円（前年同期は12,318千円の獲得）となりました。これは主に減損損失や減価償却費等の非現金支出費用の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は76,224千円（前年同期は39,521千円の使用）となりました。これは主に差入保証金の差入による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は126,901千円（前年同期は12,956千円の使用）となりました。これは新規借入を行ったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
提出会社	新東京オフィス (東京都渋谷区)	全社	事務所設備	68,382		借入金	平成23年 10月	平成23年 10月

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の本社移転につきましては、平成23年10月31日に移転を完了し、同日より業務を開始しております。

重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	四半期末帳簿価額 (千円)	除却予定年月
提出会社	東京オフィス (東京都港区)	全社	事務所設備	369	平成23年10月

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,000,000
計	74,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,628,830	18,628,830	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	18,628,830	18,628,830		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

臨時株主総会の決議日(平成13年11月16日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,300 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成13年11月16日から平成23年11月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	平成13年11月16日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い、権利付与対象ではなくなった株式の数を控除した残数を記載しております。

- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株を発行するとき
は、次の調整式により調整される。なお、調整前払込金額は、1株当たりの払込金額の調整式(コンバージョン
・プライス方式)による調整前の払込金額を意味し、調整後払込金額は、同調整式による調整後の払込金額を
意味する。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

- 3 1株当たりの払込金額は、当社が株式分割等により払込金額を下回る価格で新株の発行が行われる場合は、次
の調整式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げ
る。なお、合併、資本の減少、株式の併合等が行われる場合にも調整されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 主な新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

権利を付与された者は、当社株券が日本証券業協会に登録された日、又はいずれかの金融商品取引所に上場
された日(以下「株式公開日」という。)以降、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使
することができる。なお、(ア)又は(イ)の場合に生ずる単元未満株は(ウ)に繰り越すものとする。

(ア) 株式公開日の1年後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の1の権利を行使することができる。

(イ) 株式公開日の1年6ヶ月後の応答日以降、付与された権利のうち、3分の2の権利を行使することが
できる。

(ウ) 株式公開日の2年後の応答日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

上記 に従い権利行使が可能となった新株引受権は、権利を与えられた者が死亡した場合には、死亡の日後
1年以内に限りその相続人が新株引受権を行使することができる。

権利を付与された者が、当社の役員又は使用人たる地位を失った場合、これを行使することはできない。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株
引受権付与契約」に定めるところによる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。
定時株主総会の決議日(平成18年3月24日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	420(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	708(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 708 資本組入額 354
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い、権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

会社法に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

定時株主総会の決議日(平成21年3月25日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	683(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	326,474(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年5月1日から平成27年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93 資本組入額 47
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社子会社」という。）の取締役、監査役、従業員、アルバイト及び出向者（以下、この五者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること、但し、次に掲げる者は、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った後も、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。

(ア) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った者

(イ) 当社又は当社子会社の従業員及びアルバイト 当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

(ウ) 当社又は当社子会社の出向者 出向者たる地位を失った原因が当該出向者にある場合を除き出向元企業の従業員であることその他当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

定時株主総会の決議日（平成21年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	94 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,932 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	116 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成23年1月1日から平成28年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 116 資本組入額 58
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社子会社」という。）の取締役、監査役、従業員、社外協力者（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる者は、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った後も、当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。

(ア) 当社又は当社子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社子会社の役員・社員たる地位を失った者

(イ) 当社又は当社子会社の従業員、社外協力者 当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

(ウ) 当社又は当社子会社の出向者 出向者たる地位を失った原因が当該出向者にある場合を除き出向元企業の従業員であることその他当社の取締役会において正当な理由があると認められた者

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

定時株主総会の決議日（平成22年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,215 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	221,500 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年5月13日から平成27年5月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

定時株主総会の決議日（平成22年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,770 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	377,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年5月13日から平成27年5月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

定時株主総会の決議日（平成22年3月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	565 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,500 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成25年2月15日から平成28年2月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利付与対象者の権利行使および退職等に伴い権利付与対象ではなくなった新株予約権の数及び株式の数を控除した残数を記載しております。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残

存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。また、この場合において、当社の残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

再編対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日 ~ 平成23年9月30日		18,628,830		1,308,628		530,259

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月17日現在の株主名簿により、平成23年6月30日現在において大株主であった大阪証券金融株式会社が、大株主ではなくなり、以下の法人が大株主となったことが判明いたしました。なお、平成23年8月18日以降については、大量保有報告書等の写しの送付等がないため、大株主の異動は把握しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	178,400	0.95

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんが、平成23年9月29日開催の臨時株主総会のために、平成23年8月17日付で株主名簿の記載内容を確認しております。そのため、直前の基準日である平成23年8月17日現在で記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月17日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 517,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,110,100	181,101	
単元未満株式	普通株式 1,030		
発行済株式総数	18,628,830		
総株主の議決権		181,101	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月17日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社スパイア	東京都港区南青山三丁目 2番5号	517,700		517,700	2.78
計		517,700		517,700	2.78

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	341	329	261	209	213	205	185	177	151
最低(円)	149	213	98	133	160	161	169	128	110

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	モバイル広告 事業本部長	山下 優 司	昭和54年 3月31日	平成14年4月 グッドウィル・グループ株式会 社（現 株式会社アドバンテ ージ・リソーシング・ジャパン） 入社 平成17年2月 デジタル・アドバタイジング・ コンソーシアム株式会社 入社 平成18年4月 株式会社インタースパイア（当 社へ吸収合併）へ出向 平成19年7月 同社へ転籍 平成21年1月 同社執行役員営業本部長就任 平成21年5月 当社執行役員モバイル広告事業 本部長就任 平成23年9月 当社取締役兼執行役員モバイル 広告事業本部長就任（現任）	(注)	0	平成23年 9月29日

(注) 取締役の任期は、就任の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 役職の異動

役員の氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
手 嶋 浩 己	取締役 (リサーチ事業本部長 兼 スマートフォン事業本部長)	取締役 (リサーチ事業本部長 兼 新規事業準備室長)	平成23年7月15日
	取締役 (スマートフォン事業本部長)	取締役 (リサーチ事業本部長 兼 スマートフォン事業本部長)	平成23年10月1日
細 田 和 宏	取締役 (DE事業本部長)	取締役 (DE事業本部長 兼 コンテンツアライアンス室長)	平成23年7月15日
	取締役 (DE事業本部長 兼 リサーチ事業本部長)	取締役 (DE事業本部長)	平成23年10月1日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	681,123	484,028
受取手形及び売掛金	1,611,051	1,599,273
たな卸資産	¹ 7,177	¹ 7,592
その他	72,922	46,673
貸倒引当金	5,693	5,246
流動資産合計	2,366,582	2,132,320
固定資産		
有形固定資産	² 41,884	² 79,116
無形固定資産		
のれん	27,695	26,055
その他	92,450	53,492
無形固定資産合計	120,145	79,547
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,486	1,172
その他	231,208	165,103
貸倒引当金	1,486	1,172
投資その他の資産合計	231,208	165,103
固定資産合計	393,238	323,767
資産合計	2,759,821	2,456,087
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,495,600	1,498,772
1年内返済予定の長期借入金	134,132	147,204
短期借入金	117,000	20,000
未払法人税等	5,911	9,696
資産除去債務	22,000	-
その他	150,930	138,059
流動負債合計	1,925,575	1,813,733
固定負債		
長期借入金	196,754	42,532
ポイント引当金	41,161	41,146
その他	5,945	5,740
固定負債合計	243,860	89,418
負債合計	2,169,436	1,903,151

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,308,628	1,308,628
資本剰余金	877,142	885,021
利益剰余金	1,534,979	1,547,383
自己株式	88,776	105,980
株主資本合計	562,014	540,286
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	80	83
評価・換算差額等合計	80	83
新株予約権	28,289	12,565
純資産合計	590,385	552,935
負債純資産合計	2,759,821	2,456,087

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	6,419,510	7,948,741
売上原価	5,148,004	6,684,971
売上総利益	1,271,506	1,263,770
販売費及び一般管理費	1,137,566	1,204,110
営業利益	133,939	59,659
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	159
ポイント引当金戻入額	216	-
受取返戻金	165	-
その他	216	1,723
営業外収益合計	829	1,882
営業外費用		
支払利息	4,492	4,407
その他	801	1,769
営業外費用合計	5,293	6,176
経常利益	129,475	55,365
特別利益		
債務免除益	997	-
関係会社清算益	2,530	-
有価証券受贈益	1,195	-
投資有価証券売却益	-	8,872
貸倒引当金戻入額	-	92
事業譲渡益	-	14,037
特別利益合計	4,723	23,002
特別損失		
固定資産除却損	995	4,044
関係会社清算損	1,732	-
減損損失	-	57,360
事業整理損	-	955
その他	88	-
特別損失合計	2,815	62,361
税金等調整前四半期純利益	131,383	16,007
法人税、住民税及び事業税	8,694	3,603
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	8,694	3,603
少数株主損益調整前四半期純利益	-	12,403
少数株主利益	-	-
四半期純利益	122,688	12,403

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	2,603,898	2,699,413
売上原価	2,146,601	2,287,801
売上総利益	457,297	411,611
販売費及び一般管理費	¹ 391,072	¹ 408,436
営業利益	66,225	3,175
営業外収益		
受取利息及び配当金	98	71
ポイント引当金戻入額	59	-
その他	14	80
営業外収益合計	172	152
営業外費用		
支払利息	1,682	1,998
その他	372	708
営業外費用合計	2,055	2,707
経常利益	64,342	620
特別利益		
債務免除益	997	-
特別利益合計	997	-
特別損失		
固定資産除却損	666	-
関係会社清算損	300	-
減損損失	-	² 57,360
その他	88	-
特別損失合計	1,055	57,360
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	64,284	56,740
法人税、住民税及び事業税	6,348	1,198
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	6,348	1,198
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	-	57,939
少数株主利益	-	-
四半期純利益又は四半期純損失()	57,936	57,939

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	131,383	16,007
減価償却費	31,316	31,380
のれん償却額	3,465	5,229
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,002	759
ポイント引当金の増減額(は減少)	16,463	2,670
受取利息及び受取配当金	230	159
支払利息	4,492	4,407
固定資産除却損	995	4,044
減損損失	-	57,360
事業譲渡損益(は益)	-	14,037
株式報酬費用	8,222	15,723
関係会社清算益	2,530	-
関係会社清算損	1,732	-
有価証券売却損益(は益)	-	8,872
売上債権の増減額(は増加)	614,527	11,778
たな卸資産の増減額(は増加)	4,966	-
未収入金の増減額(は増加)	955	-
仕入債務の増減額(は減少)	450,794	3,172
未払金の増減額(は減少)	24,582	11,011
その他	58,003	8,614
小計	72,921	79,936
利息及び配当金の受取額	234	159
利息の支払額	4,716	4,535
法人税等の支払額	4,056	4,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,384	70,923
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	-	71,152
差入保証金の回収による収入	2,000	306
有形固定資産の取得による支出	2,902	10,397
無形固定資産の取得による支出	19,729	71,412
投資有価証券の取得による支出	32,000	-
投資有価証券の売却による収入	-	12,736
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	45,797	-
関係会社の整理による収入	2,530	-
事業譲渡による収入	-	20,000
その他	737	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,041	119,920

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	204,000	347,000
短期借入金の返済による支出	177,000	250,000
長期借入れによる収入	50,000	292,350
長期借入金の返済による支出	142,859	151,200
ストックオプションの行使による収入	-	9,335
その他	360	1,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,220	246,092
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,877	197,095
現金及び現金同等物の期首残高	358,813	484,028
現金及び現金同等物の四半期末残高	351,936	681,123

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益に与える影響はなく、税金等調整前四半期純利益は22,000千円減少しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「たな卸資産の増減額」及び「未収入金の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる金額は、それぞれ 1,167千円、583千円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産の減価償却については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
<p>1 たな卸資産の内容は以下の通りであります。</p> <p>商品 912千円 貯蔵品 6,265千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 234,765千円</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。</p>	<p>1 たな卸資産の内容は以下の通りであります。</p> <p>商品 7,588千円 貯蔵品 3千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 166,655千円</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 463,854千円 貸倒引当金繰入額 2,002千円</p> <p>2</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>給与手当 499,581千円 貸倒引当金繰入額 1,607千円</p> <p>2 当第3四半期連結累計期間において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都港区</td> <td>本社事務所</td> <td>建物</td> <td>56,017千円</td> </tr> <tr> <td>東京都港区</td> <td>本社事務所</td> <td>器具及び備品</td> <td>1,343千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>57,360千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、稼働資産については、主として管理会計上の区分に基づき、各事業セグメントをグルーピングの単位としております。但し、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>本社事務所の建物および器具備品については、第3四半期連結会計期間において、本社移転の意思決定を行い、除却する見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>当該資産の回収可能価額は、移転時までの減価償却費相当分を使用価値として測定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	東京都港区	本社事務所	建物	56,017千円	東京都港区	本社事務所	器具及び備品	1,343千円	合計			57,360千円
場所	用途	種類	減損損失														
東京都港区	本社事務所	建物	56,017千円														
東京都港区	本社事務所	器具及び備品	1,343千円														
合計			57,360千円														

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">給与手当 156,658千円 貸倒引当金繰入額 1,159千円</p> <p>2</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">給与手当 175,104千円 貸倒引当金繰入額 368千円</p> <p>2 当第3四半期連結会計期間において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都港区</td> <td style="text-align: center;">本社事務所</td> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: right;">56,017千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京都港区</td> <td style="text-align: center;">本社事務所</td> <td style="text-align: center;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1,343千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">57,360千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、稼働資産については、主として管理会計上の区分に基づき、各事業セグメントをグルーピングの単位としております。但し、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>本社事務所の建物および器具備品については、第3四半期連結会計期間において、本社移転の意思決定を行い、除却する見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>当該資産の回収可能価額は、移転時までの減価償却費相当分を使用価値として測定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	東京都港区	本社事務所	建物	56,017千円	東京都港区	本社事務所	器具及び備品	1,343千円	合計			57,360千円
場所	用途	種類	減損損失														
東京都港区	本社事務所	建物	56,017千円														
東京都港区	本社事務所	器具及び備品	1,343千円														
合計			57,360千円														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 351,936千円</p> <p>現金及び現金同等物 351,936千円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 681,123千円</p> <p>現金及び現金同等物 681,123千円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	18,628,830

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	517,702

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数 (株)	当第3四半期連結会計期間末残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成13年11月 新株予約権	普通株式	2,300	
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	42,000	
	平成21年5月 新株予約権	普通株式	326,474	
	平成21年5月 新株予約権	普通株式	44,932	
	平成22年5月 新株予約権(注)1	普通株式	221,500	9,570
	平成22年5月 新株予約権(注)2	普通株式	377,000	16,289
	平成23年2月 新株予約権(注)3	普通株式	56,500	2,429
合計			1,070,706	28,289

(注)1 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成23年2月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,139,102	389,198	75,597	2,603,898		2,603,898
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		6,305		6,305	(6,305)	
計	2,139,102	395,503	75,597	2,610,203	(6,305)	2,603,898
営業利益又は営業損失()	68,241	44,115	4,423	107,933	(41,708)	66,225

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

(1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理

(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル、IQプライス、凸風、スポーツマーケティング

(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	モバイル 広告事業 (千円)	メディア 事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,118,426	980,596	320,488	6,419,510		6,419,510
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		15,932		15,932	(15,932)	
計	5,118,426	996,529	320,488	6,435,443	(15,932)	6,419,510
営業利益又は営業損失()	163,197	129,656	22,131	270,722	(136,783)	133,939

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品等

(1) モバイル広告事業・モバイルメディアレップ、モバイル広告代理

(2) メディア事業・・・DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメールモバイル、IQプライス、凸風、スポーツマーケティング

(3) Eコマース事業・・・ドリームカタログ、シンデレラ・ビューティ

3 第1四半期連結会計期間において、当社が株式会社インターナショナルスポーツマーケティングの株式を100%取得し、連結子会社化したことにより、メディア事業において資産の金額が増加しております。増加金額は以下の通りです。

メディア事業・・・178,255千円

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社及び当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、サービス別の事業本部及び子会社を置き、各事業本部及び子会社は、扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部及び子会社を基礎としたセグメントから構成されており、各セグメントの事業内容や特徴等を勘案して集約した「モバイル広告事業」、「メディア事業」を報告セグメントとしております。各セグメントに属する商品・サービスの内容は以下の通りであります。

報告セグメント	属する商品・サービス
モバイル広告事業	モバイルメディアレップ、モバイル広告代理
メディア事業	DEmail、ターゲットリサーチ、マグスタ、ドリームメール モバイル、スポーツマーケティング、スマートフォン向けアプリケーション開発、シンデレラ・ビューティ

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	モバイル 広告事業	メディア 事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,956,824	991,917	7,948,741		7,948,741
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		8,827	8,827	8,827	
計	6,956,824	1,000,744	7,957,568	8,827	7,948,741
セグメント利益	241,901	38,290	280,191	220,531	59,659

(注)1 セグメント利益の調整額 220,531千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	モバイル 広告事業	メディア 事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,385,105	314,308	2,699,413		2,699,413
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,913	1,913	1,913	
計	2,385,105	316,221	2,701,326	1,913	2,699,413
セグメント利益	77,514	2,976	80,491	77,315	3,175

(注)1 セグメント利益の調整額 77,315千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

全社資産である本社事務所の建物及び器具備品について、第3四半期連結会計期間において、本社移転の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失に57,360千円計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準 第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

長期借入金が、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金	330,886	330,058	828

(注) 1. 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金の金額を含んでおります。

2. 時価の算定方法

長期借入金の時価については、市場価額がないため、元利金の合計額を同様の新規借入を行う際に想定される利率で割り引いて算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 5,278千円

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

変動の内容及び当第3四半期連結累計期間における総額の増減は次のとおりであります。

前連結会計年度末残高	-	千円
見積りの変更による増加額	22,000	"
当第3四半期連結会計期間末残高	<u>22,000</u>	千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	31円04銭	1株当たり純資産額	30円70銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6円81銭	1株当たり四半期純利益金額	0円69銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円76銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円68銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	122,688	12,403
普通株式に係る四半期純利益(千円)	122,688	12,403
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	18,010,832	18,069,757
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	151,217	228,354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 3円22銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3円20銭	1株当たり四半期純損失金額 3円20銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	57,936	57,939
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純 損失()(千円)	57,936	57,939
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	18,010,818	18,100,165
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	108,286	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含ま れなかった潜在株式について前連結会計年 度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

株式会社スパイア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 通孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スパイアの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スパイア及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において133,939千円の営業利益を計上し、収益基盤の安定化に一定の改善が見られるが、前連結会計年度は営業損失を計上しており、未だ収益基盤が安定するに十分な状況にないと判断され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月4日

株式会社スパイア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新村 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スパイアの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スパイア及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。